

甲は、「文書管理おまかせパック（電子取引文書対応）」を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. 「文書管理おまかせパック（電子取引文書対応）基本サービス」のサービス内容は次のとおりとします。
 - (1) 機器およびソフトウェア等の構成ならびに環境設定条件の協議決定。
 - (2) 甲と決定したシステム構成による電子文書保存環境の設定。設定の対象は、クライアント PC1 台とする。
 - (3) 環境設定後の利用者向け簡易操作説明。
2. 「文書管理おまかせパック（電子取引文書対応）オプション【文書設定追加】」を契約する場合、乙は甲が回答したヒアリングシートの各項目の内容にもとづき保存対象文書への属性付与設定をクライアント PC に設定します。追加する数量は、注文書に記載のとおりとします。
3. 「文書管理おまかせパック（電子取引文書対応）オプション【PC 台数追加】」を契約する場合、乙は甲が回答したヒアリングシートの各項目の内容にもとづき保存対象文書への属性付与、電子文書保存先への転送設定をクライアント PC に設定します。追加する数量は、注文書に記載のとおりとします。
4. 「文書管理おまかせパック（電子取引文書対応）オプション【設定図書作成】」を契約する場合は、乙は甲が回答したヒアリングシートの各項目の内容にもとづき電子文書保存環境の設定図書(以下「成果物」という)を作成し納品します。
5. 本契約は、電子文書保存環境設定を提供するものであり、本契約を実施することで電子帳簿保存法の電子取引の保存要件を満たすものではありません。
6. 乙が甲の依頼にもとづく第 1 項乃至第 4 項の業務を完了した場合、甲はすみやかに内容を確認し、受領証等を乙に交付するものとします。
7. 受領証等の交付により、本契約は完了するものとします。
8. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、本契約の対価（以下「マルチベンダーサービス料金」という）を乙に支払うものとします。
9. 「成果物」に誤植、落丁、棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入から 3 ヶ月間は無償でその不具合を修補もしくは代替品を納入します。
10. 甲および乙は、相手方から秘密情報である旨指定されて開示された情報（以下「秘密情報」という）を自己における秘密情報と同等以上に管理、使用するものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。
 - (1) 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
 - (2) 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
 - (3) 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報
11. 前項の守秘義務は、本契約完了後 3 年間有効に存続するものとします。
12. 甲および乙は、相手方が管理する顧客、従業員等の個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項の個人情報の定義に該当する情報をいう。以下同じ。）であって、本契約に関連して知り得た情報（設定図書に記載する個人情報を含み、以下「個人情報」という）および設定図書に記載する甲の情報を第 10 項に定める「秘密情報」の一部としてこれを取り扱うものとします。
13. 甲および乙は、「個人情報」の全部または一部が、第 10 項但書の各号の一に該当するものであっても、第 10 項但書の定めは適用せず、これをそれぞれ秘密として取り扱うものとします。
14. 第 11 項の存続期間にかかわらず、本契約完了後も「個人情報」および設定図書に記載する甲の情報には第 10 項の規定が有効に適用されるものとします。
15. 本契約の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めずすべての場合において、乙は、甲から受領した「マルチベンダーサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
16. 第 9 項乃至第 15 項は、本契約完了後も有効に存続するものとします。
17. 乙が、乙の責によらず第 1 項乃至第 4 項のサービスに着手または完了できなかった場合においても、甲は「マルチベンダーサービス料金」を支払うものとします。

以上